

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第4期美幌町自治推進委員会（第6回）
開 催 日 時	平成30年11月5日（月） 18時00分 開会 18時45分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ 会議室1
出 席 者 氏 名	山野寺委員、大平委員、志布委員、村口委員、加藤委員、 疋田委員、熊崎委員、伊藤委員、梅津委員
欠 席 者 氏 名	大野委員
事務局職員職氏名	広島総務部長、小室政策主幹、長尾政策担当
議 題	1 美幌町自治基本条例の見直しに係る答申について 2 美幌町自治基本条例アクションプランの改訂について 3 第6期美幌町総合計画基本計画の見直しについて 4 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	—
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	1名（報道）
会 議 資 料 の 名 称	・美幌町自治基本条例の見直し検討について（答申） ・美幌町自治基本条例アクションプラン（案） ・第6期美幌町総合計画基本計画（前期）評価結果報告書
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全部記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
広島総務部長（司会）	大変ご苦勞さまです。時間になりましたので、ただ今から第6回目の美幌町自治推進委員会を開催させていただきます。 この間、自治基本条例の改正の必要性について協議をいただきまして、本日、この委員会として町長の方に答申書を提出するということで進んで来ています。これまでの精力的な協議に関してお礼を申し上げたいと思います。 なお、今日の議題でもありますけど、アクションプランの改訂がありますので、おそらくもう1回、来年の3月位には開催が出来ればと考えていますので、時間は空きますけど、アクションプランが出来上がり次第、皆さんに説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 最初に村口会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
村口会長	皆さん改めましてお晩でございます。 日も大分短くなり、今年も後二ヶ月となりました。もうすぐ来年になり、平成が終わりになるかと思えます。何かとお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日も色々な意見をお願いして、挨拶とさせていただきます。
	議題 <u>（１）美幌町自治基本条例見直しに係る答申について</u>
広島総務部長（司会）	それでは、前回の委員会におきまして、確認させていただいています、自治基本条例の見直しの必要性に係る答申を町長に提出させていただきたいと思います。 早速ですが、村口会長より答申を町長の方にお渡しいただきたいと思えます。
土谷町長	大変ご苦勞さまでした。ありがとうございます。
村口会長	それでは説明させていただきます。 去る7月4日に土谷町長より諮問されました、美幌町自治基本条例の見直し検討につきまして、次のとおり答申させていただきます。この自治基本条例は平成23年4月1日の施行からもうすぐ8年を経過しますが、この条例は、将来に向け守り育てることが肝要であります。そのため、平成26年に行った美幌町自治基本条例の見直しから4年が経過していますので、本委員会では2回目となる見直しを行いました。条例の見直しについては、美幌町自治基本条例第48条に基づき、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかについて慎重に審議を進めて参りました。 検討結果については、大きな社会情勢の変化は見られず、特段改正する要素が散見されないことから、基本的には『条例を見直す必要はない』との判断に至ったところであります。 なお、委員会での検討作業において、条例の運用面で改善を要する課題等が出されたことから、次のとおり意見を付して答申します。 まず、町民が主体となった自治を進めていくために、町民が積極的に町政へ参加出来るような仕組みを整えること。

	次に、町民参加を求める際は、その趣旨や内容等を十分に周知した上で、より一層、町民からの意見を広く求められるよう努めること。 そして最後、パブリックコメントの結果については、ホームページでの公表だけではなく、その公表方法について工夫し、町民へ広く周知するよう努めること。 また、町民からの意見等に対する検討結果や結果の具体的な公表方法を明確にするよう、逐条解説の改正を検討すること。 以上、当委員会では出されました意見を付して答申とさせていただきますが、今回の見直し検討によって明らかとなった課題については、解決に向け必要な措置を講じていただくことを求め、また、今後も基本理念である「町民主体の自治の実現」に向けてご尽力いただくことを願います。どうぞよろしくお願い申し上げます。
土谷町長	いただきました。ありがとうございました。 大変お忙しい中4回に渡って、私の諮問に対し答申を協議していただき、本当にありがとうございました。また、3点のお話があり、もちろんこのことについて我々は、しっかりと受け止めて参りたいと思いますし、最後におっしゃられたことについても、しっかりと受け止めて行きたいと思っています。 既に皆さんご承知のとおり、自治基本条例は、美幌町の憲法と言っても良いほどの大きな存在ですので、これを守り育てて行かなければ駄目だと私もその様に思っていますので、引き続き色々な面でお世話になるかと思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。
広島総務部長（司会）	土谷町長につきましては、この後公務があるため、ここで退席をさせていただきます。
土谷町長	すみません、ここで失礼させていただきます。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。お世話になりました。
広島総務部長（司会）	この後の議題につきましては、村口会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
村口会長（司会）	それでは議題に入ります。「議題2 美幌町自治基本条例アクションプランの改訂について」を事務局より説明をお願いします。
長尾政策担当	議題 <u>（2）美幌町自治基本条例アクションプランの改訂について</u> 皆さま、お疲れさまです。 それでは、「美幌町自治基本条例アクションプランの改訂について」説明をさせていただきます。 1回目の会議で説明をしましたが、美幌町自治基本条例を生きた条例にするためのアクションプランということで、先ほどの答申でもありました、「町民主体の自治」を実現するための取り組みをまとめたものとなっています。 今回は、このアクションプランの改訂を行いたいと考えています。 まず、改訂について検討をした経緯ですが、このアクションプランは計画期間が定められていないので、自治基本条例の策定当初の取り組み内容が掲載されていたり、既に完了している取り組みも半数以上あり、

	それもずっと掲載となっているので、次の段階の取り組みを掲載出来る表の作りとなっていません。また、実施中の取り組みについても、例えば7ページの「町民が参加しやすい手法の検討」ですと、平成24年度から平成29年度まで、「まち育」講座、「まち育」出前講座の実施ということで、矢印がずっと伸びています。計画期間が定まっていなため、今後も30年度、31年度と続いて行く形となってしまいます。そして、章ごとに取り組みを示していますので、条例のどの条文の取り組みについて記載しているのかも、見て直ぐに分からない作りとなっています。以上のことなどから、今回このアクションプランの改訂について検討させていただきました。 書類番号2は、事務局で検討しているアクションプランの案ですが、1つ訂正があり、表紙には平成31年度から平成33年度と記載されていますが、平成34年度としてください。また、年号も変わりますので、今後は西暦での表記が望ましいと考えています。 まず、なぜこの時期での改訂に至ったのかと言いますと、計画期間を4年間とした理由ですが、皆さまに今回条例の見直しについて説明した中で、この条例は4年を超えない期間ごとに条例の見直しを諮ることとしており、また、次期町長の任期とも合わせていますので、この期間とさせていただきます。そのため、町長の任期中でもあります4年間にどのような取り組みが行われ、何を目的にしているかが分かる様なアクションプランを作成したいと考えました。 それでは1枚めくりまして、今回は条例の一部を抽出して話しますので、皆さんと1番関りの深い部分の「第3章町民参加」の第12条からとなっています。 まず、基本的な掲載の仕方は、今回の見直しにおいて使用している逐条解説のように、初めに条文を掲載し、その下に推進すべき取り組みやその取り組みを行う担当グループを記載することで、この条文に対してどのような取り組みが行われているか分かる様な作りとしました。 例えば、この12条ですと、条文の解説として、「町民が主体となった自治を進めていくためには、町民が町政へ参加することが必要であり、行政は広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することが基本」ということを規定しており、第13条には、「行政が町民参加を求める事項」を規定しています。そしてこの条文に対して、推進すべき取り組みを、この下の部分に記載し、(1)の町民参加の推進・啓発ということで、例文ですが、「町民が主体となった自治を進めていくために、政策の企画・立案段階における町民の参加を促進し、町の政策への町民意見の反映を図るとともに、町ホームページ等による情報提供を推進し、職員や町民に町民参加の推進に係る意識啓発を図ります。」という様に具体的な取り組みを記載したいと考えています。 また、推進すべき取り組みが複数に渡る場合は、次のページの第14条の様に、(1)、(2)と増やしていくことで対応したいと考えています。 そして、基本的には、条文の1条ごとに、推進すべき取り組みを記載しようと考えていますので、この第14条の様に、条文があり、その下に取り組みを記載するような形で作って行きたいと考えています。 ただし、今説明しました、この第12条・13条の様に、関連して取り組むべきものがある場合は、条文をいくつかにまとめた中でその取り組みを記載しようと考えています。 続いて第15条の部分ですが、こちらには、推進するための取り組みの下に、【新たな取組】があり、その条文を推進するための新しい取り組みを記載したいと考えています。これまでのアクションプランに掲載していなかったことや、取り組むべきこと、今後予定していること等、その
--	---

	スケジュール等を、図表を使って示したいと考えています。例えば、この15条のところで説明しますと、「〇〇の推進」として、32年度まで進めることや、「△△の検討」として、31年度は検討し、32年度以降にはその実施で、何をどのように、どれだけの期間を要して進めるかを見て分かる様にしたいと考えています。また、こちら、31年度から34年度までの計画として考えていますので、この図表には33年度の右隣に34年度の欄が載ってくる形となっています。 続いて3ページ、こちらと同じように条文とその下に推進するための取り組みを記載していますが、その下に、【前アクションプランからの引継ぎ事項】というものを記載しています。こちらは、先ほど見ました、今現在のアクションプランの内、実施中となっているのもので、今後も推進しなくてはならない取り組みのスケジュール等を、前のページの【新たな取組】欄と同じように、図表を使って示したいと考えています。例えばこの第16条の「審議会等の委員の選任」の部分で説明しますと、【前アクションプランからの引継ぎ事項】として、「女性の町政への参加の推進」を33年度まで行うこととしていて、こちらについても31年度から34年度までの計画として考えていますので、この図表にも33年度の右隣には34年度の欄が載ってくる形となっています。 このように、前アクションプランに掲載されている取り組みの内、完了となっていないものや、今現在継続して実施中となっている取り組みを掲載することで、前のアクションプランがなくなったから何もしなくて良いということにならないように考えています。 なお、今はまだ案として検討している段階なので、ここに記載されている「推進するための取り組み」がそのまま記載されるとは限りませんし、更に追加すべき項目がある場合は追加したいと考えていますが、基本となるベースは、条文が上にあって、その下に取り組み内容という形を取って見やすい形にしたいと考えております。また、このアクションプランを、より良く分かりやすいものにするため、これから協議して行きたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で説明を終了します。
村口会長（司会）	ただ今、事務局から説明がありましたが、質問ありませんか。 大平委員、どうですか。
大平委員	説明があったのですが、最初にくれたアクションプランの形式に条文を入れて、その下に具体的な取り組み状況を表す様にするということですか。
長尾政策担当	そうです。作りを変えたいと考えております。
大平委員	具体的なものは、今、重複があるということで、最初にくれたこの資料の中身とは全く別になるのですか。
小室政策主幹	同じものもありますし、追加するものもあります。 現在完了しているものは削除し、総体的に見直しを掛けます。 そして、分かりやすく、見やすく、スケジュール管理もきちんとしていと考えています。
大平委員	良いのではないですか。やり方はそういうことで。
広島総務部長	自治基本条例の条文に基づいて、「行政は具体的に何をやるのか」「議会は具体的に何をやるのか」ということを分かる様な形を条建てをして

	掲載していくことで、最終確認もこの条に基づいて「こういうことがやられていたのかどうか」ということが確認しやすい形に作り直したいということです。今のものは、自治基本条例の第何条に基づいて、事業が行われているのか分からないので、これが分かる形でアクションプランを起こして行きたいと考えております。
大平委員	事業というのは、基本条例に係わる事業ですか。
広島総務部長	行政がやっている事務事業全部が載る訳ではないですけど、自治基本条例の第何条に基づく行政事務がどういうものがあるって、事業がどういうものがあるということで、それを年度ごとでこういう計画で行きますというものになると思います。
大平委員	さっき答申で運用面での改善策を打ち出したけど、そう言ったものは、アクションプランの中に入るのですか。
広島総務部長	基本的には反映されると思います。
大平委員	分かる様になるのですか。
広島総務部長	3項目の委員会から出ていた意見について、具体化を図るために、どの条文でどういうことをやるのかを、次のアクションプランでは載って来るということになるかと思います。
大平委員	それを新しいスタイルで示されるということですね。
広島総務部長	今、示している資料に沿った形で状況ごとにアクションプランが出来ます。今よりは分かりやすくなるだろうと思っています
大平委員	分かりました。
熊崎委員	アクションプランを改めて見せてもらって、完了したものも実施中のものもあり、進捗状況のところで、例えば、6ページ「町民参加」の「青少年・子どもの町政への参加の推進」の中で、「高校生模擬議会の開催」が入っていて、これを開催することで、町政の参加の推進があったと分かるのですが、結果、高校生がどういう感想を得たのかということホームページとかだとアクションプランが見える所にリンクが貼ってあったら「感想」に飛べるようになると結果が分析しやすくなる。単純に「まち育講座」を実施しているとかもありますけど、年々どの位数が増えているのか、町民が参加しやすい手法として浸透しているか、町民自体が分析出来る様になると色んな意見も出しやすくなると思ったりもしますので、結果とか現状のデータとかが、ここから引っ張って見やすくなると私たちもそれを見て分析しやすくなるような気がしました。
広島総務部長	十分に検討させていただきます。
熊崎委員	ありがとうございます。
広島総務部長	裏付け資料がこう言ったものだと思うのですが、どこまでリンクが貼れるか分かりませんが、出来るだけデータが、アクションプランの中から見られる形では考えたいと思います。

熊崎委員 村口会長（司会） 長尾政策担当	そういう形になると分かりやすいかなと思いました。 他にありませんか。 無ければ、「議題3の第6期美幌町総合計画基本計画の見直しについて」事務局よりお願いします。 議題 <u>（3）第6期美幌町総合計画基本計画の見直しについて</u> それでは、「第6期美幌町総合計画基本計画の見直しについて」ということで説明をさせていただきます。 まず、この総合計画は、今回の条例見直し検討作業において説明しましたが、町の最上位の計画であり、自治基本条例の第9章「行政運営」の第36条に定められています。平成28年度からもう平成ではありませんが38年度までの11年間計画となっており、その基本計画は、28年度から30年度までの3年間を前期、31年度から34年度までの4年間を中期、35年度から38年度までを後期としており、前期から中期、中期から後期にかけて見直すことになっています。 そのため、前期から後期の節目となる今回、総合計画の基本計画の部分について見直しを進めている段階です。この総合計画が先ほど説明したとおり、自治基本条例でも定められていることから、今回説明をさせていただきますこととしました。 それではまず、この基本計画についてですが、こちらは「施策」のことで、「基本構想（政策）」と呼ばれます、町の目指すべき将来像や、まちづくりの目標を実現するために取り組む内容となっています。 本日は、基本計画見直しに伴って、前期の評価結果がまとまりましたので、こちらについて報告をさせていただきます。 まずは本日お配りした評価結果報告書をお開きください。 1ページ目は、この前期の基本計画を評価するに当たりまして、2の評価方法に記載されているシートを各原課に記入していただき、事業の進捗状況や達成度、今後の方向性について検討してもらった結果を反映させています。 続いて2ページ目をご覧ください。今回の総合計画には、全部で163の施策、基本計画があり、その進捗状況によって5段階の評価を付けています。まず「順調に進んでいる」が5、「概ね順調に進んでいる」が4、「やや遅れている」が3、「かなり遅れている」が2、「進展していない」が1となっています。 この評価方法を基にし、全体的な評価ですと、「4.2」という評価点となり、ほぼ計画どおりに進んでいる状況となっていますが、施策全体の約7%は遅れている状況にあり、今後も推進を図る必要があるという評価となっています。また、基本計画の上には5つの基本目標があるのですが、この基本目標ごとの評価点も全て「4.0」以上となっています。 次に3ページ目は、この5つの基本目標ごとに、各施策の進捗状況を表した表となっています。こちら基本計画ごとの施策評価では、2～3点台の施策も見られますので、その要因を分析し、今後に向けた検討が必要となります。 1枚めくって5ページ目には、3から4ページで記載した施策ごとの評価結果をグラフ化したものです。グラフ化することで、基本目標ごとのどの施策が遅れているか、進んでいるかをすぐに見て分かるようにしています。例えば基本目標1では、「地域の情報化の推進」が平均すると
---	--

	遅れ気味となっています。 続いて6ページ目には、施策別の事業単位で評価した結果が掲載されています。例えば7ページの表で説明しますと、中段に【評価】という表がありますが、ここにある施策名称、これが今回見直しとなる基本計画であり、例えば、①の「町民主権による自治の推進」には3つの事業があり、その事業ごとに進捗状況や達成度、今後の方向性を評価したものととなっています。 評価方法につきまして、進捗状況は、「完了」「実施中」「未実施」から選択し、達成度は「十分達成」「かなり達成」「ある程度達成」「あまり達成されていない」「達成されていない」の5段階評価、今後の方向性は、「拡充」「改善」「現状維持」「縮小」「統合」「休止・廃止」よりそれぞれ選んでいただきました。全体的な事務事業の進捗状況は、「完了」が18事業で3.5%、「実施中」が483事業で93.8%、「未実施」が14事業で2.7%となっています。 97%を超える事業が進められており、未実施の事業の中でも、31年度以降実施予定の事業や実施する必要がなくて未実施の事業などもありますので実施していない事業はほとんどありませんが事業の推進に向けて今後も取り組んで参ります。 達成度については、「十分達成」が181事業で35.1%、「かなり達成」が69事業で13.4%、「ある程度達成」が214事業で41.6%、「あまり達成されていない」は26事業で5.0%、「達成されていない」が25事業で4.9%となっており、概ね9割以上が達成されていますが、まだ達成されていない事業もあり、今後とも事業推進に向けた改善等を図ってまいります。 続いて7ページからは、基本目標の施策ごとに対する事業を評価した結果で、それをグラフ化したものが下記に記載されています。このグラフは、先ほどのグラフと同様、見て直ぐに進捗状況や達成度、今後の方向性等が分かるものとなっています。例えば、この「1-1町民との協働によるまちづくり」の部分では、事業が合計で32事業あり、その進捗状況は、1番左のグラフのとおり、「完了」が3%、「実施中」が91%、「未実施」が6%となっています。真ん中の達成度のグラフで説明しますと、12個の施策に対して達成度は3.7%となっており、「かなり達成」に近い数字となっています。逆に、⑩番の「自衛隊美幌駐屯部隊の充実整備」は、達成度1.0と低い状況にあります。1番右側の「今後の方向性」のグラフでは、「改善」が10%、「現状維持」が81%、「休止・廃止」が9%となっています。 このように、全ての基本目標、基本計画ごとに前期の評価を行い、これと合わせて中期の見直しを行っている段階です。 続いて、自治基本条例と関りの深いものについて、何点かその状況をお伝えしたいと思います。 まず8ページ、「1-2持続可能な行政システムの確立」は、①から⑧までの施策の中で、事業数は20あります。この進捗状況として、「実施中」は95%、「未実施」は5%、達成度については、低いもので①の「行政組織の活性化」が2.0となっています。今後の方向性については、「拡充」が10%、「改善」が8.3%、「現状維持」が60%、「休止・廃止」が5%、こちらの施策の中には行政サービスの効率化、総合計画の管理、行政改革の推進等、自治基本条例と深い関わりのある施策となっています。 次に9ページ、こちら基本条例に謳われている、国際・国内交流の推進、こちらは施策が3つありまして、事業数が4つで、進捗状況は100%実施中で、達成度は平均で2.5になっており、今後の方向性として、「拡充」が50%、「改善」が25%、「現状維持」が25%となっています。 以上が自治基本条例と深い関わりのあるものですが、「1-4」以降から
--	---

	も様々な施策の進捗状況が書いていまして、今後もこの評価結果を基に中期の見直しを行って参ります。 今後は、この自治推進委員会の様に、団体推薦や公募からなる委員さんで構成された審議会において作業が進められることとなります。以上でございます。
村口会長（司会）	今、事務局から説明がありましたけど、何か質問等ありますか。
広島総務部長	補足をさせていただきたいのですが、3ページの評価結果で、基本目標の1の施策数が43あり、その施策について平均値が4.2と載っていますが、「4」で概ね順調に進んでいるという評価です。 次に7ページは事業ごとの評価で、「1-1町民との協働によるまちづくり」が32の事業で、達成度が平均で「3.3」になっています。先ほどの施策の「4」と違って、事業ごとになると「3」が「ある程度達成」ということで、評価の区分が前の施策の部分と事業の部分で変わっているの、そのところを間違えの無い様にさせていただきたいのが1点。 それぞれのページの下【特記事項】が空欄になっています。これについては作業を進めている段階で、特にこの評価に基づく「達成されていない」「あまり達成されていない」といったものについても今後の取り組み方針を各部の方でまとめて掲載する予定になっていますので、今集計中でここには載せていませんけど、最終的には、そういうものが載った形での評価結果報告書が出来上がるということでご理解いただきたいと思います。
村口会長（司会）	今、部長から補足がありましたけど、それについてでも何か質問等ありますか。 無ければ、全体を通して何かありませんか。 それでは、事務局、その他をお願いします。
長尾政策担当	議題 <u>（４）その他</u> それではその他ということで、前回の会議で説明しましたが、議会からの条例見直しについての提案は「議長から町長への提案」ということで提出されていますので、今回、町長から議会宛てに「条例の見直しの必要性はない」という回答を提出したいと考えています。 回答内容については、この委員会での検討結果等を踏まえ「条例を改正する必要性はない」と判断したという旨の回答を文書で提出したいと考えていますので、よろしくお願いします。 また、前回の会議の結果及び、報酬の支払い案内については、先にお配りした封筒に同封していますので、後ほど、ご確認願います。 それと最後になりますが、先日お知らせしましたとおり、居酒屋「加賀谷」において懇親会を開催しますので、ご参加のほどよろしくお願いします。会費については、会場でいただきますので、併せてよろしくお願いします。以上です。
村口会長（司会）	それでは質問等ありますか。 無い様ですので、今日はこれで終わりたいと思います。 この後、加賀谷で懇親会を予定していますので、参加をお願いします。本日は色々ありがとうございました。お疲れ様でした。

了